

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成30年11月16日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1800204号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1800041号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における昭和41年4月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和41年4月から同年9月までの標準報酬月額については、4万5,000円から6万円とする。

昭和41年4月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年4月1日から同年10月1日まで

遺族年金の請求を行った際に、夫の標準報酬月額が違っていることが分かったが、夫が生前に年金記録の補正は必要ない旨の意思表示をしていたため、年金事務所では厚生年金保険の記録訂正はできないとのことであった。

納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録において、訂正請求記録の対象者のA社に係る請求期間の標準報酬月額は、4万5,000円と記録されている。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、訂正請求記録の対象者の標準報酬月額について、昭和41年4月に4万5,000円から6万4,000円(当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は6万円)に変更されていることが確認できる。

以上のことから、訂正請求記録の対象者のA社に係る昭和41年4月から同年9月までの標準報酬月額については、4万5,000円から6万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800078 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800017 号

## 第 1 結論

平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日までの請求期間及び平成 27 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を全額免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日まで  
② 平成 27 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

平成 19 年 5 月に退職した後、無職だったため、請求期間①を国民年金保険料全額免除期間に訂正してほしい。

また、請求期間②について、施設に入所していたため、当該期間を国民年金保険料全額免除期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 国民年金法によると、被保険者本人、配偶者及び世帯主のいずれもが、経済的理由、災害に罹災したなどの事由で国民年金保険料を納付することが困難なときに、被保険者等が申請し、承認を受ければ、厚生労働大臣が指定する期間（既に保険料を納付された期間を除く。）について、保険料の全額又は一部の保険料を納付することを要しないものとしてされており、国民年金保険料の納付が免除されるためには、申請が必要であり、無職及び施設に入所していたとする請求者の主張だけをもって国民年金保険料の納付が免除されるものではない。

2 請求期間①のうち、平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 7 月 1 日までの期間及び平成 21 年 7 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日までの期間の国民年金保険料については、オンライン記録によると、「未納」とされているところ、日本年金機構、A 市及び B 市は、請求者の当該期間に係る国民年金保険料免除申請書の提出の事実は確認できない旨回答している上、請求者が当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料及び周辺事情はない。

また、請求期間①のうち、平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 7 月 1 日までの期間の国民年金保険料については、オンライン記録によると、「1/4 免除未納」とされているところ、当該期間に係る国民年金保険料免除申請書から、請求者が平成 21 年 5 月 7 日に申請を行ったことは確認できるものの、同申請書に添付されている A 市の「平成 20 年度国民年金保険料免除にかかる所得状況について」に記載されている請求者の所得額からは、全額免除を承認することはできない。

なお、国民年金法施行規則第 77 条の 7 第 2 号（当時）によると、失業した年度の翌年度ま

で国民年金保険料免除申請を行った場合に失業を事由とする免除の対象とすることとされており、平成19年5月31日に離職している請求者の場合、平成20年7月1日から平成21年7月1日までの期間に係る国民年金保険料免除申請については、平成21年3月31日までに申請が必要であったが、前述のとおり、請求者の当該期間に係る国民年金保険料免除申請は、平成21年5月7日に行われているため、失業を事由とする免除の対象とならない。

- 3 平成22年7月1日から平成23年7月1日までの期間に係る請求者の国民年金保険料免除申請書には、全額免除が承認された場合、翌年度以降も同じ申請を行うことを希望する旨が記載されており、その希望により、平成23年7月1日から平成27年7月1日までの期間については、国民年金保険料全額免除の承認が、オンライン記録により確認できる。

しかしながら、日本年金機構は、請求期間②の国民年金保険料免除に係る審査に必要な請求者の所得額について、請求者は未申告であったため確認ができないとして、所得申立書を請求者の当該期間に住居登録していた住所地に送付したが、郵送物が返送されたため、市に住居登録状況を照会したところ、住所が変更されていなかったため、継続した国民年金保険料免除の審査を終了した旨回答している。

また、日本年金機構及びB市は、請求者の請求期間②に係る国民年金保険料免除申請書の提出の事実は確認できない旨回答している上、請求者が当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料及び周辺事情はない。

- 4 このほか、請求者が請求期間①及び②について、国民年金保険料の納付を全額免除され得る状況にあったことを示す関連資料や全額免除されていたことを示す関連資料もなく、請求者の保険料が全額免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を全額免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800195 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800042 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 11 月 23 日まで  
A 社に勤務していた期間について、厚生年金保険の記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の回答により、勤務期間は不明であるものの、請求者が同社において勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、A 社の後継事業所である B 社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出並びに請求期間における請求者の給与からの厚生年金保険料控除については、資料の保管がないため不明である旨回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間において請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。